参考資料３

鳥獣保護区特別保護地区指定までの流れ

鳥獣生息調査まとめ	・都が前年度に実施した鳥獣生息状況調査等を取りまとめます。
⇩	
指定計画書（素案）作成	・該当地区の概要や鳥獣の生息状況をまとめ、指定計画書（素案）を作成します。
⇩ ← 自然環境保全審議会諮問	
鳥獣部会（第１回）	・指定計画書（素案）をご検討いただき、指定計画書（案）を作成します。
⇩	
意見照会	・指定計画書（案）を利害関係人や関係地方公共団体に示し、指定に当たっての意見照会を行います。
指針案の公告・縦覧	・東京都公報に※指針案を縦覧し、広く一般からの意見を募ります。 （縦覧期間：14日間）
⇩ ← 指針（案）に異議ある旨の意見書の提出があり、広く意見を聞く必要がある場合には公聴会を開催します。	
公聴会	・意見書を提出した方（口述人）等から意見を伺います。
⇩	
鳥獣部会（第２回）	・現地視察の後、意見照会等の内容を踏まえ指定計画書（案）をご検討いただき、本審へ報告する案を決定します。
⇩	
本審議会	・鳥獣部会での審議の結果等を総合的に審議していただきます。 （自然環境保全審議会答申）
⇩	
環境省へ届出	・指定に関する告示をしようとする30日前までに、環境省へ届出書を提出します。
⇩	
指定公示	・指定計画書を東京都公報に掲載して公示し、関係者に通知します。